

学校法人藍野大学 役員報酬等の支給基準

(令和8年6月29日 理事会確認)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人藍野大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、役員退任慰労金その他の役員・評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、教育職員及び事務員の給与について別に定める諸規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員・評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、役員退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、役員退任慰労金
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額。
 - (2) 役員退任慰労金 別表第2に定める算式により算出される額。
- 2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。
- (1) 報酬 別表第1に定める額。
 - (2) 役員退任慰労金 別表第2に定める算式により算出される額。
- 3 評議員に対する報酬の額は、次に掲げる第1号に定める範囲内で、理事会において決定する。
- (1) 報酬 別表第1に定める額。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員・評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

- (2) 役員退任慰労金 任期の満了、辞任または死亡により退任した後1か月以内。
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員・評議員には、報酬に当たらない通勤交通費、旅費その他の職務上必要と認められる費用を支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員・評議員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員・評議員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年6月30日より施行する。

別表第1（役員・評議員の報酬年俸額）

〔常勤役員 報酬年俸額〕

- ・ 理事長 30,000 千円までの範囲内（教職員本給を含む。）
- ・ 副理事長 30,000 千円までの範囲内（教職員本給を含む。）
- ・ 常務理事 2,400 千円までの範囲内（教職員本給を含まない。）
- ・ 監事 12,000 千円までの範囲内

但し、常務理事

においては、原則として教職員本給と報酬年俸額の合算上限を 17,400 千円までとする。ただし、功績が著しく顕著な場合は、この限りでない。

〔非常勤役員 報酬年俸額〕

- ・ 理事 600 千円までの範囲内
- ・ 監事 600 千円までの範囲内

〔評議員 報酬年俸額〕

- ・ 360 千円までの範囲内

別表第2（役員の退任慰労金算定式）

$$\boxed{\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率}}$$

- ※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- ※ 教職員の身分にある者は、上記の算定式により算出された金額から教職員としての退職金を差し引いた金額を役員の退任慰労金として支給する。